

守口市乳児等通園支援事業認可等要領

(趣旨)

第1条 この要領は、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第34条の15の規定による認可及び子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第54条の2第2項の規定による確認（以下「認可等」という。）並びに各種届出の手続きについて、必要な事項を定める。

（認可申請書（兼）確認申請書）

第2条 認可等の申請は、乳児等通園支援事業認可申請書（兼）特定乳児等通園支援事業者確認申請書（様式第1号）に必要書類を添付した上で、市長に提出することにより行う。

（認可等の基準）

第3条 市長は、前条の認可等を行う場合、守口市が定める条例その他関係法令に定めるもののほか、審査基準に掲げる要件をいずれも満たしているものを認可等するものとする。

（社会福祉法人等以外の者に対する認可）

第4条 市長は、社会福祉法人及び学校法人以外の者に対して乳児等通園支援事業の認可を行う場合、次の各号に掲げる条件を付すこととする。

- (1) 法第34条の16第1項の基準を維持するために、設置者に対して必要な報告を求めた場合には、これに応じること。
- (2) 収支計算書又は損益計算書において、乳児等通園支援事業を経営する事業に係る区分を設けること。
- (3) 企業会計の基準による会計処理を行っている者は、(2)に定める区分ごとに、企業会計の基準による貸借対照表（流動資産及び流動負債のみを記載）、別表1の借入金明細書、別表2の基本財産及びその他の固定資産（有形固定資産）の明細書を作成すること。
- (4) 毎会計年度終了後3か月以内に、次に掲げる書類に、乳児等通園支援事業を経営する事業に係る現況報告書を添付して、市長に対して提出すること。
 - ア 前会計年度末における貸借対照表、前会計年度の収支計算書又は損益計算書など、会計に関し本市が必要と認める書類
 - イ 企業会計の基準による会計処理を行っている者は、乳児等通園支援事業を経営する事業に係る前会計年度末における企業会計の基準による貸借対照表（流動資産及び流動負債のみを記載）、別表1の借入金明細書、別表2の基本財産及びその他の固定資産（有形固定資産）の明細書

（変更届）

第5条 認可等を受けた者は、法令の規定により認可等を受けた事項の変更を届け出るときは、次

の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる文書に必要書類を添付した上で市長に提出するものとする。

- (1) 認可を受けた事項の変更 乳児等通園支援事業者認可変更届出書（様式第2号の1又は様式第2号の2）
- (2) 確認を受けた事項の変更（利用定員の増加を除く） 特定乳児等通園支援事業者確認変更届出書（様式第2号の3又は様式第2号の5）
- (3) 確認を受けた事項の変更（利用定員の増加） 特定乳児等通園支援事業者確認変更申請書（様式第2号の4）

（廃止又は休止の承認申請）

第6条 認可等を受けた者は、法令の規定により認可の廃止又は休止若しくは確認の辞退（以下、「廃止等」という。）をしようとするときは、あらかじめ乳児等通園支援事業認可廃止又は休止申請書（兼）特定乳児等通園支援事業者確認辞退届出書（様式第3号）を市長に提出しなければならない。この場合においては、事前に利用乳幼児の保護者に対して、廃止等に関する説明を行い、保護者の不都合とならないよう十分に配慮するものとする。

2 市長は、前項の規定による乳児等通園支援事業認可廃止又は休止申請書（兼）特定乳児等通園支援事業者確認辞退届出書の提出があった場合は、その内容を審査し、適當と認めたときは、廃止等の承認を行うものとする。

（乳児等通園支援事業の再開）

第7条 休止している乳児等通園支援事業を再開しようとする事業者は、あらかじめ市長に対し再開に係る協議を行うものとする。

（実施細目）

第8条 この要領に定めるもののほか、乳児等通園支援事業の認可等に関し必要な事項は、主管課長が定める。

附 則

（施行期日）

この要領は、決裁の日から施行する。